

東久留米市児童館指定管理者選定結果集計表

○第1次審査は、応募申請のあった3者に対して応募書類の審査を行った。
 なお、一次審査の合計得点が配点合計の60%に満たない場合は、一次審査を通過できないものとした。

○第2次審査は、一次審査を通過した3者に対してプレゼンテーション審査を行った。

○第1次審査及び第2次審査の全委員(6人)の合計点によりA社を優先交渉権者と決定した。

1 委員別採点結果表 (単位:点)

		配点	A社	B社	C社
A委員	第1次審査	200	140	148	124
	第2次審査	100	70	74	82
	委員合計	300	210	222	206
B委員	第1次審査	200	164	184	186
	第2次審査	100	72	86	86
	委員合計	300	236	270	272
C委員	第1次審査	200	162	140	136
	第2次審査	100	68	68	72
	委員合計	300	230	208	208
D委員	第1次審査	200	148	122	128
	第2次審査	100	76	74	72
	委員合計	300	224	196	200
E委員	第1次審査	200	136	122	124
	第2次審査	100	66	62	74
	委員合計	300	202	184	198
F委員	第1次審査	200	136	124	122
	第2次審査	100	72	76	64
	委員合計	300	208	200	186
総合計点		1800	1310	1280	1270

2 採点結果集計表

(単位:点)

		選定の評価基準		配点	基準点	A社	B社	C社
第1次審査	書類審査	1	公平な使用の確保	240	—	196	164	156
		2	市民サービスの向上	180	—	136	128	126
		3	経費の節減など効率的な運営	240	—	170	180	172
		4	安定的な施設サービスの継続的な提供	300	—	222	224	200
		5	施設の特性を考慮した基準	240	—	162	144	166
第1次審査 合計				1200	720	886	840	820
第2次審査	プレゼンテーション審査	1	動機、理解力、プレゼンテーション能力	120	—	70	88	80
		2	児童館の管理運営に関する能力	240	—	184	184	178
		3	公の施設の担い手としての資質	240	—	170	168	192
第2次審査 合計				600	—	424	440	450
総合計点				1800	—	1310	1280	1270

詳しくは、子ども家庭部児童青少年課児童青少年係 電話042-470-7735へ。